

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の23の3の規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型の指定を次のように定める。

騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種区域ならびに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考 この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の20の2（1）の規定に基づく指定地域及び同法第4条第1項及び同条例別表第1の20の2（4）の規定に基づく騒音の規制基準（平成23年清水町告示第24号）の別表の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。